

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-19746

(P2007-19746A)

(43) 公開日 平成19年1月25日(2007.1.25)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
HO4M 1/66 (2006.01)	HO4M 1/66	5K027
HO4M 1/725 (2006.01)	HO4M 1/725	5K067
HO4Q 7/38 (2006.01)	HO4B 7/26 109R	

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2005-197843 (P2005-197843)	(71) 出願人	000005821 松下電器産業株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地
(22) 出願日	平成17年7月6日(2005.7.6)	(74) 代理人	100115107 弁理士 高松 猛
		(74) 代理人	100108589 弁理士 市川 利光
		(74) 代理人	100119552 弁理士 橋本 公秀
		(72) 発明者	田苗 弘 神奈川県横浜市都筑区佐江戸町600番地 パナソニックモバイルコミュニケーションズ株式会社内
		Fターム(参考)	5K027 AA11 BB09 CC08 FF12 FF22 FF25 HH26 MM03 MM11 MM15 最終頁に続く

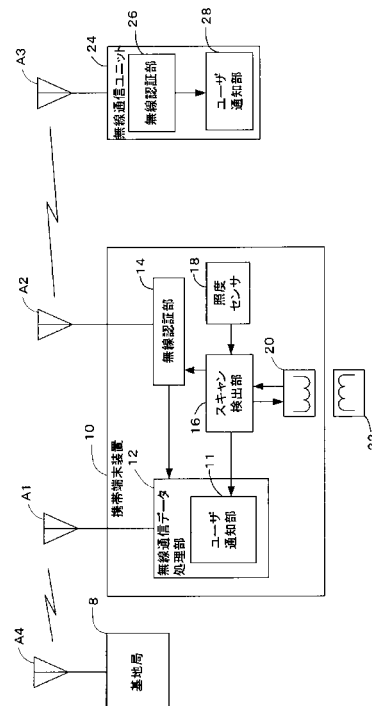
(54) 【発明の名称】 非接触ICを備えた携帯端末装置

(57) 【要約】

【課題】 携帯端末装置における非接触ICの不正スキャンを防止する。

【解決手段】 無線通信認証システムは、無線通信データ処理部12、無線認証部14、スキャン検出部16、照度センサ18、及び非接触IC20を含む携帯端末装置10と、無線認証部26及びユーザ通知部28を含む無線通信ユニット24とから構成される。照度センサ18は携帯端末装置の周囲の照度を測定する。暗い場所に携帯端末装置が置かれている状況下で、外部のスキャナにより非接触ICがスキャンされ、非接触IC20に起電力が発生すると、スキャン検出部16は、当該起電力によって非接触IC20がスキャンされたことを検出し、ユーザ通知部11によりユーザにその旨を通知するとともに、無線認証部14を介して、無線通信ユニット24に通知する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

非接触 IC と、
当該非接触 IC がスキャンされたことを検出するスキャン検出部と、
前記スキャン検出部により前記非接触 IC がスキャンされたことが検出されたとき、スキャンの事実をユーザに通知するユーザ通知部と、
を備える携帯端末装置。

【請求項 2】

請求項 1 記載の携帯端末装置であって、
前記スキャン検出部は、前記非接触 IC がスキャンされたとき、当該非接触 IC が発生する起電力を検出する携帯端末装置。 10

【請求項 3】

請求項 1 または 2 記載の携帯端末装置であって、
周囲の照度を検知する照度センサを更に備え、
当該照度センサにより検知された周囲の照度が所定値以下のとき、前記ユーザ通知部はスキャンの事実をユーザに通知する携帯端末装置。

【請求項 4】

請求項 1 ないし 3 のいずれか 1 項記載の携帯端末装置であって、
前記ユーザ通知部は、スピーカ、発光装置、バイブレータの少なくともいずれか一つより構成される携帯端末装置。 20

【請求項 5】

請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項記載の携帯端末装置であって、
当該携帯端末装置の電源がオフのときに前記非接触 IC がスキャンされると、緊急割込より、電源がオンにされる携帯端末装置。

【請求項 6】

無線通信ユニットと、当該無線通信ユニットと無線認証を行う携帯端末装置と、を備える無線通信認証システムであって、
前記携帯端末装置は、非接触 IC と、当該非接触 IC がスキャンされたことを検出するスキャン検出部と、前記無線通信ユニットへ認証信号及び前記スキャンの事実を示す通知信号を送信する無線認証部と、を備え、 30
前記無線通信ユニットは、前記携帯端末装置の無線認証部からの前記認証信号及び前記通知信号を受信する無線認証部と、前記通知信号に基づきスキャンの事実をユーザに通知するユーザ通知部と、を備える無線通信認証システム。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、非接触 IC を備えた携帯端末装置に関し、特に非接触 IC の不正な読取りを防止し得る技術に関する。

【背景技術】**【0002】**

近年、携帯電話等の携帯端末装置に保存された個人情報等の情報流出を防止する技術が検討されてきている。このような状況に鑑み、置き忘れや盗難により該装置が所有者又は使用者の手元から離れたとき、装置そのものを使用不能にすると共に装置が一定距離以上離れたことを警告可能な携帯端末装置の無線通信ユニット、使用制限装置が提案されている（例えば、特許文献 1 参照）。 40

【0003】

図 4 は、無線認証を使用した携帯端末装置及び無線ユニットからなる無線通信認証システムの全体構成を説明するブロック図である。このシステムにおいては、無線通信ユニット 5 の無線認証部 6 と携帯端末装置 1 の無線認証部 2 は、予め関連付けされた認証 ID を所有し、アンテナ A 6、A 7 間の無線通信を利用してお互いが 1 対 1 の関係性を有するこ 50

とを把握することで常時無線認証する方法を採用している。

【0004】

携帯端末装置1の無線認証部2がアンテナA6、A7間の無線通信の電波減衰量を測定し、無線通信ユニット5と携帯端末装置1の通信距離を求め、距離に応じて認証か非認証かを判断し、携帯端末装置1の無線通信通話部3に使用制限をかけるか否か判断がなされる。

【0005】

無線通信ユニット5と携帯端末装置1が一定距離以内であれば、携帯端末装置1は所有者が管理可能な場所に存在すると判断し、使用制限をかけない。無線通信ユニット5と携帯端末装置1が一定距離以上ならば、携帯端末装置1は所有者の管理可能な場所に存在して 10
いないと判断し、使用制限をかける。無線通信ユニット5と携帯端末装置1が一定距離以上離れたとき、無線通信ユニット5は、スピーカ等のユーザ通知部7を使用してユーザに警告する。

【特許文献1】特開平11-88499号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

ところで、昨今の携帯端末装置においては、図4に示したように非接触IC20が搭載されているものが多い。非接触ICは、種々の回路が半導体集積回路化されて、チップ上に形成され、構成されている。この非接触IC20内には、携帯端末装置のユーザの口座 20
情報や決済情報等個人情報記憶されており、外部のスキャナ22によって、そのような個人情報の読み書きが行なわれる。このような構成を採用することにより、決済等種々の手続きを簡略化することができる。

【0007】

しかしながら、携帯端末装置に内蔵された非接触ICは、ユーザの気づかない間に第三者によりスキャンされ、個人情報流出、漏洩される危険性がある。特に、混雑した人ごみの中や、ユーザの不注意時について、携帯端末装置1がユーザの手元、管理可能な場所にあるにもかかわらず、悪意ある第三者によって非接触IC内の情報が読込まれる(スキャンされる)問題が存在する。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明は、携帯端末装置に内蔵された非接触IC内の情報が、ユーザの気づかない間に第三者によりスキャンされる危険を防止し得る携帯端末装置を提供する。

【0009】

本発明の携帯端末装置は、非接触ICと、当該非接触ICがスキャンされたことを検出するスキャン検出部と、前記スキャン検出部により前記非接触ICがスキャンされたことが検出されたとき、スキャンの事実をユーザに通知するユーザ通知部と、を備える。前記スキャン検出部は、前記非接触ICがスキャンされたとき、当該非接触ICが発生する起電力を検出するものであってもよい。

【0010】

この構成により、携帯端末装置に内蔵された非接触ICが、混雑した人ごみやユーザの不注意についてユーザの気づかない間に第三者によりスキャンされる危険を防止し得る携帯端末装置が実現される。

【0011】

また、周囲の照度を検知する照度センサを更に携帯端末装置に設け、当該照度センサにより検知された周囲の照度が所定値以下のとき、前記ユーザ通知部はスキャンの事実をユーザに通知するように構成してもよい。

【0012】

携帯端末装置が鞆やポケットの中のような暗い場所に置かれているとき、特に不正なスキャンがされやすい。そこで上記の構成により、特にそのような場所に置かれているとき 50

ユーザに通知することにより、ユーザの注意を喚起することができる。また、正当なスキャンは明るい場所でされることが多いので、正当なスキャンがなされている場合にも余計な通知がなされてしまうことを抑制することができる。

【0013】

また、前記ユーザ通知部を、スピーカ、発光装置、バイブレータの少なくともいずれか一つより構成することができる。

【0014】

さらに、携帯端末装置の電源がオフのときに前記非接触ICがスキャンされると、緊急割込より、電源がオンにされるよう携帯端末装置を構成してもよい。

【0015】

この構成により、たとえ携帯端末装置の電源がオフであっても、緊急割り込みで電源を起動するので、携帯端末装置に内蔵された非接触ICが悪意ある第三者によりスキャンされる危険を抑制することができる。この構成は、携帯端末装置の電源がオフであっても起動する非接触ICの場合、特に有用である。

【0016】

更に本発明は、無線通信ユニットと、当該無線通信ユニットと無線認証を行う携帯端末装置と、を備える無線通信認証システムであって、前記携帯端末装置は、非接触ICと、当該非接触ICがスキャンされたことを検出するスキャン検出部と、前記無線通信ユニットへ認証信号及び前記スキャンの事実を示す通知信号を送信する無線認証部と、を備え、前記無線通信ユニットは、前記携帯端末装置の無線認証部からの前記認証信号及び前記通知信号を受信する無線認証部と、前記通知信号に基づきスキャンの事実をユーザに通知するユーザ通知部と、を備える。

【0017】

このような無線通信認証システムにおいて、無線通信ユニットが携帯端末装置からの通知信号を受け、ユーザに非接触ICがスキャンされた事実を通知する。無線通信ユニットにおいては、携帯端末装置の動作状態とは別に独立した動作状態を維持できる。従って、携帯端末装置がスリープモード、省電力モードの如き通常の動作モードとは異なっているにもかかわらず、ユーザにスキャンの事実を通知することができる。また、携帯端末装置と協同して、または単独でそのような通知をなすことにより、ユーザにより注意を喚起させることができる。

【発明の効果】

【0018】

本発明の携帯端末装置、無線通信認証システムによれば、携帯端末装置の非接触ICに対する第三者のスキャンをユーザに容易に知らしめることができるため、非接触IC内の情報をより確実に保護し得る。

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

以下、本発明の実施形態である携帯端末装置及び無線通信ユニットを含む無線通信認証システムについて、図面を参照して説明する。

【0020】

図1は、本実施形態の携帯端末装置10及び無線通信ユニット24より構成される無線通信認証システムのブロック図である。携帯端末装置10は携帯電話、PDA(Personal Digital Assistant)等の携帯電子機器より構成される。一方、無線通信ユニット24は、一般的にユーザが常時身に付けるキー、キーホルダー、バッジ、カード等の形態に構成されたものであるが、特にその形態は限定されない。このシステムにおいては、携帯端末装置10と無線通信ユニット24の間で無線認証が行われ、無線認証が成功している間のみ、携帯端末装置10はその使用制限が解除され、使用可能となるが、無線認証が途切れると、携帯端末装置10に使用制限がかかり、機能の一部または全てが使用不可となる。

【0021】

本発明においては、アンテナを内蔵し、微弱な電波を利用して外部のスキャナ(リーダー

10

20

30

40

50

ライター)と交信する非接触式IC20が携帯端末装置10に搭載されている。悪意ある第三者が非接触ICをスキャンしようとした場合に、本人、周囲の人、スキャンした第三者へ聞こえる音を鳴らし、これによってこれらの人々の注意を喚起し、悪意ある第三者によるスキャンを抑制することができる。

【0022】

携帯端末装置10は、無線通信データ処理部12と、無線認証部14と、スキャン検出部16と、照度センサ18と、非接触IC20と、アンテナA1と、アンテナA2とを備える。

【0023】

非接触IC20は、種々の回路が半導体集積回路化されて、チップ上に形成され、構成されている。この非接触IC20内には、携帯端末装置のユーザの口座情報や決済情報等個人情報が記憶されており、外部のスキャナによって、そのような個人情報の読み書きが行なわれる。このような構成を採用することにより、決済等種々の手続きを簡略化することができる。非接触IC20は、ICカード、ICチップ、ICタグ、RFID(Radio Frequency Identification)等種々の呼び方があるが、既存のものが使用可能であり、特にその構成は限定されない。

10

【0024】

無線通信ユニット24は、無線認証部26と、ユーザ通知部28と、アンテナA3とを含む。携帯端末装置10のアンテナA2と無線通信ユニット24のアンテナA3を介して無線認証部14、無線認証部26は所定の認証信号を用いて無線認証を行なう。このシステムにおいては、無線通信ユニット5の無線認証部6と携帯端末装置1の無線認証部2は、予め関連付けされた認証IDを所有し、アンテナA2、A3間の無線通信を利用してお互いが1対1の関係性を有することを把握することで常時無線認証する方法を採用している。

20

【0025】

携帯端末装置10の無線認証部14がアンテナA2、A3間の無線通信の電波減衰量を測定し、無線通信ユニット24と携帯端末装置10の通信距離を求め、距離に応じて認証か非認証かを判断し、携帯端末装置10の無線通信データ処理部12に使用制限をかけるか否か判断がなされる。

【0026】

無線通信ユニット24と携帯端末装置10が一定距離以内であれば、携帯端末装置10はユーザが管理可能な場所に存在すると判断し、使用制限をかけない。無線通信ユニット24と携帯端末装置10が一定距離以上離れているならば、携帯端末装置10はユーザの管理可能な場所に存在していないと判断し、使用制限をかける。また、無線通信ユニット24と携帯端末装置10が一定距離以上離れたとき、無線通信ユニット24は、スピーカ等のユーザ通知部28を使用してユーザに警告する。

30

【0027】

次に、携帯端末装置10側の説明を行なう。悪意ある第三者が、自らの所有するスキャナ22を用いて非接触IC20内の情報を読込もうとしたとき、スキャナ22側で発生する電磁波により非接触IC20内部に起電力を生じる。この起電力によって非接触IC20は動作する。このとき使用制限が無線通信データ処理部12に対してかかっているならば、非接触IC20は正常に動作する。そして、スキャン検出部16は、非接触IC20の起電力を検知し、無線通信データ処理部12のユーザ通知部11が、第三者のスキャンに対する警告をユーザに通知する。ユーザ通知部11は警告音を発するスピーカや、警告を振動によって通知するバイブレータ、警告を視覚的に発するLEDの如き発光装置等により構成されるが、警告を通知できるものならばその構成は限定されない。

40

【0028】

スキャン検出部16は、非接触IC20内部の起電力をトリガーとして、非接触IC20が第三者のスキャナ22によりスキャンされたことを検出し、無線認証部14及び無線通信データ処理部12に対し、通知する。この通知によって、無線認証部14は、無線通

50

信データ処理部 12 に対して使用を制限する使用制限信号を与えるとともに、アンテナ A3 を介して無線通信ユニット 24 に、第三者のスキャナ 22 によりスキャンされたことを示す旨の通知信号を認証信号とともに送信する。

【0029】

また、本実施形態の携帯端末装置 10 は、照度センサ 18 を更に有する。照度センサ 18 は、携帯端末装置 10 の周囲の明るさ（照度、輝度等）を検知し、明るさ（照度）が所定値以下である場合、携帯端末装置 10 が暗い場所（暗所）に存在することを示す信号を、スキャン検出部 16 に与える。この信号が与えられているときのみ、スキャン検出部 16 はユーザ通知部 11 を起動可能状態にすることができる。

【0030】

一般に、カバンの内部、ポケットの内側等の所定の暗所に携帯端末装置 10 が存在している場合において、第三者による不正なスキャンが行なわれる場合が多い。一方、カバンから取り出した時など、携帯端末装置 10 が明るい場所に存在している場合は、不正なスキャンが行なわれる場合は少ない。そこで、照度センサ 18 が、携帯端末装置 10 が暗所にあることを示す信号をスキャン検出部 16 へ与えた場合のみ、スキャン検出部 16 はユーザ通知部 11 を起動可能状態に設定することができる。これにより、明るい場所で正常なスキャンが行なわれる場合においてもユーザ通知部 11 が作動することを防止することができる。もちろん照度センサ 18 は必要に応じて設けられ、必須の構成ではない。また、上述の照度の所定値も状況に応じて可変とする構成にしてもよい。

【0031】

また、第三者によるスキャンの通知を受けたスキャン検出部 16 は、非接触 IC 20 に使用制限信号を与え、非接触 IC 20 の使用を制限し、読み出し不可状態にするような構成にすることもできる。これによって、非接触 IC 20 からスキャナ 22 によって情報が読み出されることを防止することができる。

【0032】

また、アンテナ A1 は、携帯端末装置の基地局 8 のアンテナ A4 と音声通信、メール通信等通常の無線通信を行なうために用いられる。そこで、アンテナ A1、アンテナ A4、基地局 8 を介して、通常の無線通信によって携帯端末装置 10 と無線通信ユニット 24 との間で、予め登録された緊急連絡先にメールを発信し、情報のやりとりをすることによって、不正なアクセスであるか否かを判断してもよい。

【0033】

また、携帯端末装置 10 の電源がオフであっても、緊急割り込みで電源を起動する機能をもつ、例えばスイッチング回路（図示なし）を携帯端末装置 10 に設けてもよい。これによって、たとえ携帯端末装置 10 の電源がオフであっても、非接触 IC 20 が第三者によりスキャンされるときに緊急割込機能が作用し、電源をオンにし、携帯端末装置 10 を起動して警告機能を実行するような構成にすることもできる。この構成は、携帯端末装置 10 が省電力モードの如きスリープ状態にある場合にも応用され得る。一般的に非接触 IC 20 は、携帯端末装置 10 の電源オン・オフの状態、動作モードに拘わらず外部のスキャナ 22 等から電力を受け取ることで動作可能である。

【0034】

次に無線通信ユニットの説明を行なう。無線通信ユニット 24 は、無線認証部 26 及びユーザ通知手段 28 を含む。無線認証部 26 が、携帯端末装置 10 側における第三者の不正なスキャンの通知を受けると、ユーザ通知部 28 が動作し、その旨をユーザに知らせる。ユーザ通知部 28 もユーザ通知部 11 と同様、警告音を発するスピーカや、警告を振動によって通知するバイブレータ、警告を視覚的に発する LED の如き発光装置等により構成されるが、警告を通知できるものならばその構成は限定されない。このとき、携帯端末装置 10 のユーザ通知部 11 が動作しないように制御することも可能である。また逆に、携帯端末装置 10 のユーザ通知部 11 が動作する場合は、無線通信ユニット 24 のユーザ通知部 28 が動作しないよう制御することも可能である。

【0035】

10

20

30

40

50

また、たとえ携帯端末装置 10 が省電力モードの如きスリープ状態であっても、非接触 IC 20 が第三者によりスキャンされたとき、アンテナ A 2、A 3 間の無線認証によって、無線通信ユニット 24 のユーザ通知部が動作するような構成を採用することもできる。

【0036】

図 2 は、携帯端末装置 10 と無線通信ユニット 24 を身体に装着したユーザ 40 に対し、第三者が接近して情報をスキャンしようとする状況を説明する図である。悪意のある第三者 38 がスキャナ 22 を用いて携帯端末装置 10 の非接触スキャンしようとした場合、非接触 IC 20 には起電力を生じる。この起電力をトリガーとして、携帯端末装置 10 は、警告等の通知機能を発揮することによって不正なスキャンを防止する。

【0037】

携帯端末装置 10 の無線通信データ処理部 12 が省電力モードで動作していて音を鳴らせない場合、無線通信データ処理部 12 は、スキャン検出部 16 から出力されたスキャン通知信号を割込信号とみなして電源を起動し、携帯端末装置 10 から警告音を鳴らすような構成にしてもよい。

【0038】

また、無線通信ユニット 24 は、携帯端末装置 10 と無線通信ユニット 24 との間でやりとりされる無線認証通信によって、上述したように、携帯端末装置 10 と同時に、又は単独で通知機能を発揮する。特に無線通信ユニット 24 は、ユーザ 40 の視聴覚器官に近い位置に装着されていることが多いので、ユーザに対しよりわかりやすく通知をすることができる。これによって、不正スキャンの抑制が向上する。

【0039】

すなわち、携帯端末装置 10 の警告だけでなく、スキャン検出部 16 がスキャン通知信号を無線認証部 14 へ出力し、アンテナ A 2、A 3 間の無線通信を利用して無線通信ユニット 24 へ送信する。そして、無線通信ユニット 24 の無線認証部 26 がこの受信した通知信号をユーザ通知部 28 へ出力し、無線通信ユニット 24 も警告を通知する。さらに、携帯端末装置 10 と無線通信ユニット 24 が同時に警告通知を発してもよい。

【0040】

図 3 は、本実施形態の携帯端末装置 10 の制御フローを説明するフローチャートである。まず、携帯端末装置 10 の非接触 IC 20 内部に、外部からの何らかのスキャンにより起電力が発生したとき（ステップ S 1；YES）、照度センサ 18 が、装置が暗所に存在するか否かを判断する（ステップ S 2）。暗所でない場合（ステップ S 2；NO）、本実施形態では特に処理を行わず、通常の制御へ移行する。一方、暗所である場合（ステップ S 2；YES）、照度センサ 18 は、所定の照度以下の環境に携帯端末装置 10 が存在する旨を示す信号をスキャン検出部 16 へ与える（ステップ S 3）。そして、スキャン検出部 16 は、非接触 IC 20 を非作動状態にする（ステップ S 4）。

【0041】

さらに、スキャン検出部 16 は、無線認証部 14 に対し、無線通信ユニット 24 へ暗所でのスキャンがなされた旨の通知信号を送信するよう命ずる（ステップ S 5）。ついで、図示せぬスピーカより警告音を発し、ユーザに対し、暗所でのスキャンがなされたことを通知する（ステップ S 6）。

【0042】

以上説明したように、本発明においては、外部のスキャナにより、非接触 IC に対し何らかのスキャンがなされたとき、携帯端末装置はユーザにその旨を通知する。従って、ユーザは、そのようなスキャンにいち早く気づくことができ、不正なスキャンであった場合は迅速に対応することができる。

【0043】

また、必要に応じて無線通信ユニットも、携帯端末装置といっしょに又は、単独で通知をなすことができる。このような構成はユーザに対する通知をより確実ならしめることに寄与する。

【0044】

10

20

30

40

50

さらに本実施形態の携帯端末装置は照度センサを有し、周囲が一定照度より暗い場合のみに、上述の通知機能を発揮するような構成を有するため、不正でない正当なスキャンの場合にも通知がなされてしまうという事態を減らすことができる。

【0045】

以上、本発明の各種実施形態を説明したが、本発明は前記実施形態において示された事項に限定されず、明細書の記載、並びに周知の技術に基づいて、当業者がその変更・応用することも本発明の予定するところであり、保護を求める範囲に含まれる。

【産業上の利用可能性】

【0046】

本発明の携帯端末装置、無線通信認証システムによれば、携帯端末装置の非接触ICに対する第三者のスキャンをユーザに容易に知らせることができるため、非接触IC内の情報をより確実に保護し得る。

【図面の簡単な説明】

【0047】

【図1】本発明の携帯端末装置及び無線通信ユニットを含む無線通信認証システムの1実施形態の構成を説明するブロック図。

【図2】携帯端末装置と無線通信ユニットを身体に装着したユーザと、携帯端末装置をスキャンしようとする第三者を示す図。

【図3】実施形態の携帯端末装置の制御フローを説明するフローチャート。

【図4】従来の無線認証を使用した無線通信認証システムの全体構成を説明するブロック図。

【符号の説明】

【0048】

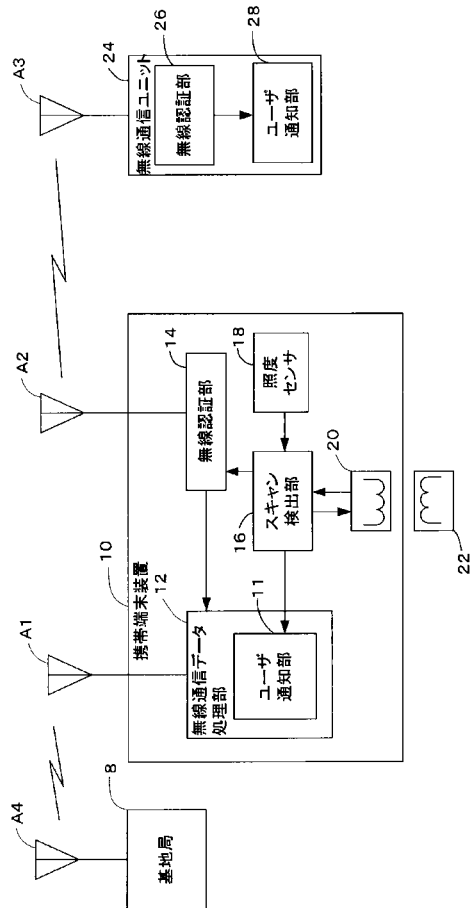
- 10 携帯端末装置
- 11 ユーザ通知部
- 12 無線通信データ処理部
- 14 無線認証部
- 16 スキャン検出部
- 18 照度センサ
- 20 非接触IC
- 22 スキャナ
- 24 無線通信ユニット
- 26 無線認証部
- 28 ユーザ通知部

10

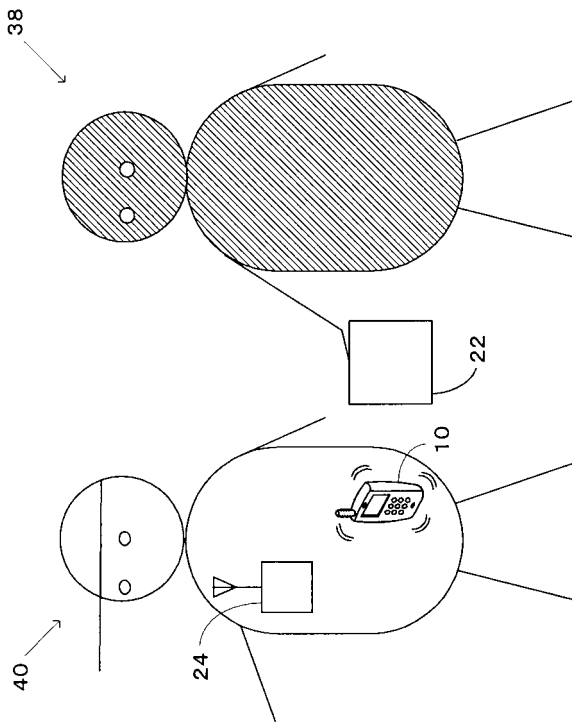
20

30

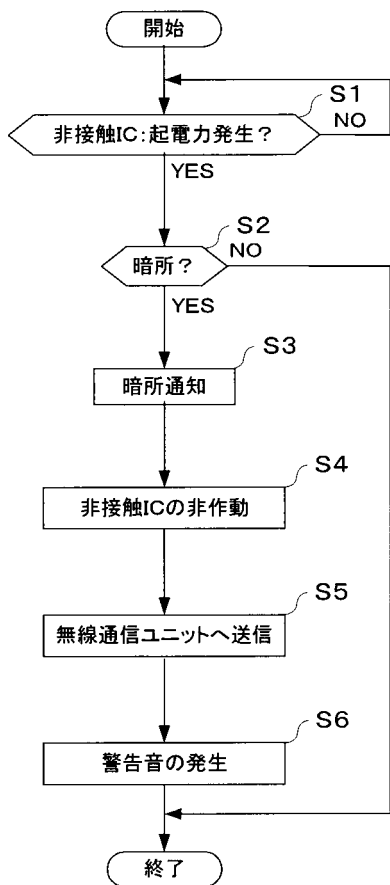
【 図 1 】



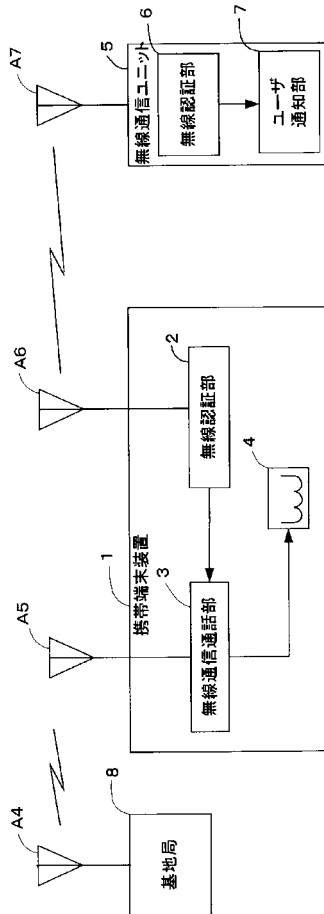
【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】



フロントページの続き

Fターム(参考) 5K067 AA32 BB04 EE02 EE10 EE39 FF24 FF25 FF28 HH22 KK13
KK15